

# 萩藩主「御碑名」における「位署組」について

吉田真夫

## はじめに

近世大名には、その家の格式などに従って、「官位」と「名」が与えられた。ここでいう「名」は、受領名・官途名を指すものとする。<sup>(1)</sup>

さて本稿では、没した大名のいわゆる「戒名」や「法名」(以下、まとめて「戒名」と表記)<sup>(2)</sup>について見ていくが、筆者の問題関心は、「戒名」全体の検討よりも、亡くなった藩主の生前の「官位」や「名」が、「戒名」にどのように反映されたのかという点にある。幸い、当館所蔵の毛利家文庫には、萩藩の七代藩主毛利重就及び八代藩主治親の記録があり、このことについて知ることができる。そこでこの記録を繙き、先述の課題を明らかにしていこうと思<sup>(3)</sup>う。

まず、本稿で取り上げる二人の藩主について、その没後の状況について簡単に触れておく。

七代藩主毛利重就は、寛政元年(一七八九)十月七日、三田尻に没した。享年六五歳。既に指摘されているとおり、彼の諡ははじめ「英雄院」であったが、後に「英雲院」と改められた<sup>(4)</sup>。この改称過程を概観すると、「御碑名」を守護して十月十三日に国元を發した進藤長蔵が同月二十九日に江戸へ到着、翌晦日には瑞聖寺で法要が執り行われた。進藤は十一月二日に萩へ戻るが、そのわずか五日後の十一月七日に改称が指示され、国許へ報知された。その理由は、子息で次期藩主の毛利治親が、江戸の祐天寺へ依頼した結果である<sup>(5)</sup>。

一方、その治親は、寛政三年(一七九一)六月十

二日、江戸に没した。享年三八歳。江戸渋谷の長泉寺で火葬され、萩の大照院へ埋葬された。諡は「容徳院」である<sup>(6)</sup>。

さて本稿では、先述の通り「御碑名」へ入れられる「官位」と「名」について触れる。重就で言えば、「英雲院殿前二州太守四品吏部大卿羽林次将祐山如靖大居士」の「前二州太守四品吏部大卿羽林次将」に該当する部分である。当時萩藩では歴代藩主の「御碑名」にこうした「官位」や「名」を入れていたが、その表記の方法や順序を表す「位署組」は普遍的なものではなかった。まず重就の事例から見ていこう。

### 一 「英雲院」「御碑名」の「位署組」

#### (一) 江戸案

既に触れたように、寛政元年十月二十九日、萩から江戸藩邸に重就の「御碑名」がもたらされているが、この時のそれには「御名」が記されていないものであった<sup>(8)</sup>。萩から送られた「御碑名」は、重就が生前「従四位下」で「左近衛権少将」だった

ことから、「従四位下」で「右近衛権少将」の初代藩主秀就の「御碑名」を先例として考案されたのである。推測の域を出ないが、重就にも、「前二州太守四品羽林次将」を付したのであろう。「二州太守」は周防・長門の二ヶ国の太守を表し、「四品」は「四位」の、「羽林」は「近衛府」の、「次将」は「近衛中将」または「近衛少将」のそれぞれ唐名である。

ところが、萩から送られた「御碑名」を見た江戸在府中の柿並多一郎と山崎与左衛門<sup>(9)</sup>は、「全以非を採、兎角と申筋にては毛頭無之」と言いながら、これに異を唱える。すなわち、萩で先例とした秀就は「長門守」でもあり、彼らは、「二州大守」の中に「長門守」という「名」が含まれていると言う。その他の事例として、秀就から重就の間に「長門守」を「名」とした三代吉就と五代吉元がいるが、彼らに「二州太守拾遺補闕」（「拾遺補闕」は「侍従」の唐名）が付されたことについて、これも「名」がないのではなく、「二州太守」に「長門守」という「名」が含まれているのだとする。そして「御名長門守と奉称時は二州太守ニ籠居候御例」、「御官位・御名共揃候御

例」、「黄門と有之ニは御名無之例」、「御官位は不揃候ても御名は洩不申例」と、毛利氏歴代をはじめ、その一族などを四分類し、自らの主張を補強している。このことは末尾の【表2】にまとめたので参照されたい。

この分類により、①「長門守」の「名」は「二州太守」に含まれていること、②「官位」と「名」の両方が含まれている事例もあること、③「黄門」（「中納言」の唐名）になった者には「名」は入れないこと、④「官位」は入らなくても、「名」は必ず含んでいること、を実証したのである。なお、例外として初代藩主毛利秀就の義弟である松平直基（播磨国姫路藩主）と、毛利吉元の嗣子宗元を挙げる。松平直基については、官位はなくとも「名」（大和守Ⅱ和州）が入っている。一方、毛利宗元については、「此御仏様計御名不被為見候」と「名」がないことは認めるがこれは例外中の例外とする。なお、末家には「官位」も「名」も見えない事例があるが、それは「格別之事」で、当家においては「元就公以来」、「御名有之儀と相見候」と、毛利家の傾向を結論付けた。

そして彼らが示したのは、重就の「名」（Ⅱ式部大輔）を唐名（吏部大卿）で表記した、「英雄院殿前二州太守四品羽林次将吏部大卿祐山如靖大居士」というものであった（ただし、「大卿」は除いてもよいが、ともしている<sup>10</sup>）。

## （二） 国元案

こうした江戸からの指摘を受けて、国元ではその対応に迫られた。ただし、「御院号も一応被成御改り候処、又候御出入相成候もいか敷」と、院号が「英雄院」から「英雲院」へ変更した直後に追加的な改正があることや、法要も段々と進みつつあること、高野山へ御石塔建立の準備も進んでいること、ましてや末家や吉川家にも重就の「御碑名」を既に伝達済みであるのに「今更又々違候てハ何とも御氣之毒」であることなどから、「御碑名」変更には消極的な姿勢も見え隠れする。

しかし、前藩主の「御碑名」のことであり、江戸からの指摘を無視する訳にもいかず、国元では藩儒の瀧鴻之允を呼び出し、詮議を命じた。

これを受けた瀧は、多くの指摘を行う。以下では彼の主張の内、本稿にかかわる部分を見ていこう。

瀧の案は、「英雲院殿前二州太守四品羽林次将式部大輔祐山如靖大居士」（以下、「瀧第一案」という。）、  
 「名」を外した場合には、「英雲院殿前二州太守四品羽林次将祐山如靖大居士」（以下、「瀧第二案」という。）である。江戸案との違いは、重就が没する直前の「名」式部大輔をそのまま入れる案と、全く入れない案である。その理由は、江戸案にある「吏部」は、日本の「式部」に該当することは認めるものの、日本には「礼部」に当たる官がなく、「式部」が「唐名之礼部」に該当するとも言えることから混乱する上に、「吏部大卿」（式部大輔）は「正五位下」相当とすると、我が国には「正四位下」に相当する「式部卿」という官名もあって、「御碑名」中の「四品」と整合せず紛らわしいと言う。ただし、唐名の「羽林次将」と日本名の「式部大輔」が混在することに違和感は拭えず、加えて「名」を用いない秀就の例があることから、「名」を除いた案を提示したとする<sup>(11)</sup>。しかも、先に江戸から伝えてきた「長門守」の「名」

は「二州太守」に含むという点について、「長門之御称号」がこれに含まれるのであれば、将来「周防之御称号」を賜った時にその違いが分からなくなり、後年そのことを理解していない者が「二州太守」中に「長門之御称号」があることに気付かないのではないかと懸念する。そうしたことから瀧は、無くて済むものや、入れることで疑義が生じるものは除くべきだ、と主張するのであった。

加えて彼自身、前出の二例に満足している訳ではなかったようで、この際先例に見えらうした不整合性を排除し、明確な規則性に基づいた「御碑名」を提案する。すなわち、「英雲院前長防国主従四位下左近衛権少将祐山如靖大居士」（以下、「瀧第三案」という。ただし瀧は、文字数が多ければ、「前長防国主従四位下左近衛権少将」の部分を「前長防国主従四位下権少将」や「前長防国主四位少将」、あるいは「前長防国主四位左少将」などといった省略形も可とする。以下、「瀧第三案」にはこれらを含む。）である。ポイントは、「英雲院殿」の「殿」がないこと、「太守」が「国主」となっていること、「四品」とし

ないこと、「名」を用いないこと、である。

順を追って見ていく。まず「殿」を使わないことについて。「殿」の文字が以前から「御碑」などに使われてきたことは認めるが、「殿」は敬称であつて、本来的には「御碑」や「御石塔」に使うことは馴染まないと言う。また、持論の補強に、水戸藩の二代藩主徳川光圀が、「御家御正統様」には「威公」「義公」という中国式の諡を付し、分家に対しても「殿」の文字を使わないよう指示した事例を引用する。

次に「国主」についてであるが、まず「二州」の文字がどの二州を指すのか後年わからなくなると改めて述べ、この際明確にしておくべきだと主張する。その二ヶ国が周防と長門であることは言うまでもないが、「常々防長と相唱候は、上国・下国之並にて唱来候事と相見申候、只今長門御本国にて、御城下御座候得ハ、御国にてハ長防と長州を先ニ相唱可申候」と、周防と長門の表記順にも言及している。つまり瀧は、「二州」に含まれる国を明示すると共に、その二ヶ国の記載順序についても、本国であり、城下町萩のある長門を先にした「長防」と記すべきだとす

るのだつた。<sup>(12)</sup>さらに「太守」は、「在役中支配之名目にて、只今御代官之才判支配之様ナル事にて甚名目軽ク」と、二ヶ国を治める萩藩主に対して「太守」では軽く、「国主」が適切だと述べる。

「四品」は日本の「四位」に相当するものの、当時、「侍従」の下に「四品」という位があるとの認識を示す。それ故、「従四位下」のつもりで「四品」としたにもかかわらず、唐の表記に倣つたために、見方によつては「御位を下ケ候様」になつて望ましくない。一方、我が国の古い石碑に「三位・四位」と位階を記した事例があることから、重就の「御碑名」にも「従四位下」という生前の位階をそのまま入れることで懸念を払拭しようとするのである。

最後に「名」(資料では「御官」)であるが、瀧は、我が国の古い石碑に「名」を用いた事例があるものの、先述のように「名」を入れていない秀就の事例を好例とする。そのため、「瀧第三案」にも「名」を入れていない。しかも「格別唐を真似候事如何敷」と付言して、「御碑名」に唐名を用いようとする江戸案を批判する。それ故、この案では「名」にあたる

「式部大輔」は見えず、ただ日本名の「従四位下左近衛権少将」とのみ記すのであった。

(三) 法名決定

瀧の案は、十二月二十五日付けの書状と共に江戸に送られ、翌年正月二十二日頃には藩主治親の耳に届いたようである。

江戸では当初、国元との意見の相違点を「御先例之通式部大輔と奉申を御唐名にて」加えるか否かと見ていたが、先述の通り瀧の示してきた案は江戸の想定とは全く違うものであった。そこで柿並らは逐一反証を加えていく。

「瀧第一案」については、瀧と同様に「御官位は唐名」「御名は式部大輔」とする両様表記が混在する点を指摘する。加えて「式部」が唐名の「吏部」と「礼部」のいずれにも該当して混乱を招きかねないという瀧の主張には、「治部大輔之唐名を礼部侍郎」、「式部大輔之唐名は吏部大卿」と区別して、「日本之式部、唐之礼部と紛候儀」はないと述べる。

また瀧が、「御碑名」中の「四品」と「吏部大卿」

との官位が相当せず混乱が生じるとしたことは、「吏部」とのみしたならそれも有り得るが、「式部卿」の唐名は「吏部尚書」で、しかも「式部卿」は「親王之任之由」であることから、瀧の懸念は杞憂であると断じる。そこで「羽林次将吏部（大卿）」を提案する。もつとも「左文武之習」から、「吏部（大卿）羽林次将」とすればそれに叶うが、毛利家では「拾遺補闕大官令」（「大官令」は「大膳大夫」の唐名）と組んだ例があることから、先例に倣うとする。

「名」を入れることに批判的な姿勢から提示された「瀧第二案」であるが、これへも柿並らの言は厳しい。先述のとおり、江戸から意見が出されたのは、国元から来た「御碑名」に「御名」がないことが発端であった。それ故彼らは、「御位牌えは、御院号と御道号之間え御官位・御名、御唐名にて」認めるのが我が国の「古例」であるという。

「長門守」の問題にも言及する。元就の「御碑名」には「奥州前司贈三品十州太守」とあることから、「何州前司二州太守」とすることも可能である。しかし毛利氏は周防・長門の二ヶ国を領している中、

「二州太守長州前司」とすると、周防・長門以外を治めているように見える。つまり、元就の「陸奥守」は、その支配領域の外にある国（＝陸奥国）であり、周防と長門を治める毛利氏の「御碑名」中に「二州太守長州前司」と入れることは違うとの見解である。よって、周防と長門の区別はないが、「二州太守」に「長門守」が含まれているというのであった。なお、秀就は「長門守」であったことから「防長両州太守」としてもよかつたが、今となつてはそれを論じる術はなく、一方で、二代綱広もその例を鑑み、「受領無之」<sup>(13)</sup>でも「国主」とはせずに「二州太守」としたのではないかと推測している。

最後に「瀧第三案」について。「殿之字」を除くことについては、以前より毛利家では「殿之字」を使用しており、水戸徳川家の例は他家の例であるとして退ける。

「長防国主」については、その主張を認めつつも、毛利家の先例に従うべきだとし、かつ「受領之時は太守と調」えるのが「古例」であるという（御領国ニても無之）場合は「刺史」と調えることから、長

府藩主（甲斐守）は「甲州刺史」、徳山藩主（日向守や飛騨守）は「日州刺史」「飛州刺史」と表すと言う）。

「四品」の表記については、「品」は「位」と同じであるが、親王の位を「品」で表すことはなく、人臣に限り使うという。そして、「御碑名」には「位」は使わず（つまり「品」を使う）、「位」を「官」の上に置くのが法にかなっているのだと述べる。

また瀧は、「侍従の下に四品がある」と言っているが、柿並らは、「侍従」という「官之下二位」があるとの言を「不審」とし、「御叙爵之節被叙四位、未御任官無之内を四品と唱」えていることから、瀧が「侍従」の下に「四品」が置かれていると勘違いしているのではないかと訝しんでいる。

さらに瀧が、「古キ石碑」に「三位・四位」と刻まれたものがあるとの点は、何のことを指すのか不明だが、もし「壺碑類」の例を引き合いに出してのことならば、それは全く参考にならないとする。

最後に、再び「位牌」には唐名を使うことがルールであると強調し、「瀧第三案」も却下する。そして、瀧の案は「儒者之相調候儀ニ付」、「其意深重之道理」

としながらも、自らの案を「第一御当家にて 御代々様之先例を基」とし、「位署組之例を以相調」えたとして位置付け<sup>14</sup>た。

その後、瀧や柿並らの案を基に、やはり藩儒である中村九郎兵衛へも吟味が命じられた。中村が提示した案は、「英雲院殿前二州太守四品吏部大卿左羽林次将祐山如靖大居士」であった。中村の基本的な考え方は柿並たちに近く、前例を重視したものと言<sup>15</sup>える。特に「式部大輔」の唐名である「吏部大卿」は除いてはならないと主張する。それは、「御見在」の「位署式」では「従四位下行式部大輔兼左近衛少将防長二州太守大江朝臣□□」（□□）には「御諱」を入れるよう指示がある）と、「式部大輔」が組み入れられていること、加えて代々の「御碑名」には、「大膳大夫」の唐名である「大官令」が入っていることによる。

ところが、「御見在」の「位署式」を根拠に使おうとすると、それと「御碑名」に記す「官位」や「名」などの順序の相違が鮮明になる。すなわち、受領国名（防長二州太守）、式部少輔（吏部大卿）、左近衛

少将（羽林次将）の位置である。中村は、「防長二州太守」は「御封国ノ御事」であるから「官位」に左右されない「御生レナカラノ」「御身グライ」であり、これらの最初に示されるべきだとする。ただしその他については、代々の「御碑名」もそのようであると述べるにとどまり、その根拠を明示していない。

ここに至り、もはや考え方の相違を論じる段階ではないと判じられたのであろう、そうした序列も含め、最終決定は治親に委ねられた。治親は重就の「御碑名」を「英雲院殿前二州太守四品吏部大卿羽林次将祐山如靖大居士」と決し、国元へその旨通知するよう指示している。

なお「御碑名」決定にあたり、その考え方を記した解説が付されている。端的に列記すれば、「御碑名」には総じて唐名を使うことが「位署之定式」とし、「太守」「吏部大卿」「次将」にはそれぞれ「受領」、「式部大輔」、「少将」の唐名を使用する。また、「前」は総じて過去に使うもの<sup>16</sup>、「四品」の「品」は、「位」を「品」と書くことが「碑名調方之習」とする。「羽林」は「職原抄」に「近衛ハ羽林ニ当」とあるので



採用、ただし左右の区別はしない。つまり、左・右を付けないの意で、中村案にあった「左羽林次将」の「左」は取り除く。さらに「左近衛少将」のような「権」は「御碑名」には使わない。加えて、「兼」「行」「守」のように官位が相当・不相当の際に置かれる文字も入れない、といった具合である。

複数の意見が出て中々まとまらなかつた重就の「御碑名」も、こうして国元へ送られ、決着をみるに至つた。国元へ送られた「御碑名」は、山崎与左衛門の手になり、「大奉書堅ニシテ」認められ、美濃紙で包み「上下押折」された。表には「御碑名」と書かれ、白木の文箱で運ばれた由である。ただし、「名」を加えたことについては、「御位牌・御石塔等え書入被仰付候迄之儀」であるので、先に「英雄院」から「英雲院」へと「御院号」が変更した際とは違い、末家や吉川家への通達は不要としている。彼らが亡くなつた重就を呼ぶ場合、「英雲院様」で事足りるためであろうか。「度々御思召を以被相改候もいかゝ」との言もあるが、その理由は不詳である。いずれにしても、漸く重就の「御碑名」は先述のとおり決したのである。

## 二 「容徳院」「御碑名」の「位署組」

### (一) 問題の所在

重就が没して二年後、今度は八代藩主毛利治親が逝去した。彼に「容徳院」と諡されたことは既に触れたが、再びその「位署組」を巡つて問題が発生した。今回は京都への確認作業が加わる。

問題が生じた原因は、治親の「名」である「大膳大夫」に相当する位階の解釈が変わつたためである。すなわち、かつて「大膳大夫」は「正五位上」に相当とされていたものが、享保三年（一七一八）、壺井義知<sup>17</sup>が「職原抄弁疑」を著し、「従四位下」が相当と位置付けた。それゆえ、「青雲院」（四代藩主吉広。生前は「大膳大夫」を「名」とした。宝永四年（一七〇七）十月十三日没）までは「正五位上之相当にて組候儀勿論」であるが、「観光院」（六代藩主宗広。生前の「名」は大膳大夫。寛延四年（一七五一）二

月四日没）の「御位署組より」改められるべきとこれを前例に従って組まれてしまったので、今回の「容徳院」からは壺井の解釈に従って改めるべきだと言うのである。そこで、萩藩主として初めて「大膳大夫」を称した「泰巖院」（二代藩主綱広。元禄二年（一六八九）四月十七日没）の「位署組判断之趣」を洗い直すことになった。

まずは以下において、「泰巖院」の「位署組判断之趣」を追ってみることにしよう<sup>(18)</sup>。

（二）「泰巖院」「御碑名」の「位署組」

このことは、元禄二年六月二十五日付けで、江戸の粟屋就貞が国元の毛利就直・国司広通の両名に宛てた書状に詳しい。これによれば、当初、江戸で作られた「御碑名」の「御位署組」が国元へもたらされた際、不審をおぼえた「御国之家衆」が存じ寄りを申し上げ、大照院と常栄寺に「調替」が下命された。両寺の手により「調替」なった「御碑名」は「泰巖院殿前二州太守大官令四品拾遺補闕清高亮安

大居士」で、その「置字<sup>(19)</sup>」は「覚靈」となった。これが再度江戸に送られたところ、今度は江戸においてその「位署組」に疑問が生じたと言う。そこで当初の「御碑名」の「位署組」を作成した青松寺と、藩儒の山田原欽・筆者役の張半右衛門へ吟味が命じられた。彼らが国元の「位署組」を見て問題点として挙げたのは、「大官令」が置かれる位置、「置字」の文字、「兼之字」使用の是非、の三点である。

まず「大官令」の置かれる位置である。そもそも「大膳大夫」の唐名を「光禄大夫」ではなく「大官令」としたことに賛意を示す。しかし「大膳大夫」は、「養老年中之官位令」では「正五位上」相当であったが、その後「弘仁年中從四位下」相当と改正された。さらに「清原之秀賢<sup>(20)</sup>」が「官位相当之略頌」に「正五位上」相当と再改正していることから、この説を用いる以上は「位之上」、すなわち「四品」より上に置くべきではないとする。さらに「侍從八天子昵近之官として至大臣迄も兼官之例」があるほど重要な官であることから、「大官令」を「拾遺補闕」より上に置いてはならないとも言う。

次に「御名道号之下」に「覚霊」としたことについて。「覚霊」は「尋常之者」に用いることから萩藩主には相応しくなく、「神儀」とすべきであると言う。このことは、「大照院様など之御位牌ニも神儀と有之事」ながら、「敬之方を除、平人の方へも用申候覚霊ニ」した点に疑問を呈している。

最後に「兼」を加えることについてだが、これは「四品拾遺補闕兼大官令」とすることの是非である。これについては特に理由は示されていないが、先に吟味を申しつけられた山田・張の二名も、彼らとは別に意見を求められた青松寺も、「兼」の字を入れることに賛意を示した。

なお、先に挙げた三点の外に、「太守」についても触れている。「位署組」の原則に従えば、国名は「内官」より下に置くべきであり、かつ「太守」は親王の外は遠慮して使用せず、「刺史」としたいところだが、今回は変更を加えずに代々の例に倣うのがよいと言う。

結局のところ、網広の戒名決定においても、先例を重視する姿勢が基本であったと言えよう。そして

粟屋は、特に問題がなければ江戸で協議した「御碑名」へ訂正するよう国元へ依頼している。国元では、次のことから江戸案に従うこととなった。第一に、国元案を作成した大照院は京都へ、常栄寺は山口へと萩を離れてしまい、百ヶ日法要を間近に控える中、彼らへ再度相談する時間が残されていないこと。第二に、しかも両名は「清原之秀賢」による最新の研究成果を承知していなかったこと。第三に、同じく彼らは近年、こうした場合に「兼」の文字を入れるようになったことを承知していなかったこと。第四に、「大照院様」の「御国元之御位牌」には「覚霊」とあったため、「泰巖院様」にも用いたに過ぎないこと。特に第四点目については、「職原之儀は睦々不存候へ共、大照院様御位牌之格を以調」えたという両名の言から、彼らも「御碑名」作成のルールを改めようとしたのではなく、ましてや格下げを意図したのではない。あくまでも「先格之通」にしたにすぎないとのことである。加えて江戸案は、藩主吉就の耳にも達し御意を得た内容であったことも無視できなかったのである。こうして網広は、「泰巖院殿前

二州太守四品拾遺補闕兼大官令清高亮安居士」となり、「置字」は「神儀」が用いられることとなった。

(三) 「御碑名」の決定

二代綱広と八代治親に共通する問題は、「大膳大夫」がどの位階に相当し、その唐名「大官令」をどの位置に据えるのかということであった。本章冒頭でも述べたとおり、「大膳大夫」の官位相当が、時代や採るべき研究成果によって解釈が異なり、「正五位上」相当か「従四位下」相当かにより、「御碑名」の「位署組」が変わってしまうことにその原因がある。

そこで、寛政三年六月、江戸にいた柿並多一郎と山崎与左衛門は、当時「大膳大夫」が壺井の説どおり「従四位下相当」であることの確証を得るため、京都留守居であった井原源内に対し、京都における調査を依頼した。「其御地にては其筋心得候人も多くいることを期待してのことであった。

江戸からの依頼を受けた井原は、勧修寺家の雑掌を頼み、内々に大納言経逸へも問い合わせ、「大膳大夫」が「従四位下」相当であることを確認し、速や

かにそのことを江戸に報じた。

なおこの頃には、「御碑名」において、官位相当の時には「官」を上、不相当の時には「位」を上、置き、「位」には「正」「従」や「上」「下」の区別はせず、「位」は「品」で表記すること、また「兼」「行」「守」も書かないことが通例化していたようである。柿並と山崎の両名は、こうしたことを「御存之通大躰相定候儀かと存候」言う。果たして本当に「大躰相定」まったことなのか検討の余地は残るものの、萩藩においては、少なくとも儀式典札や有職故実に造詣の深い人々の間では、共通認識が醸成されつつあったと見ておきたい。そうした認識と確認作業を経た上で、治親は「容徳院殿前二州太守大官令四品拾遺補闕仁山応寿大居士」と「御碑名」が定まった。すなわち、これまでの事例とは異なり、「四品」より上に「大官令」が置かれることとなったのである。

## おわりに

個人的なイメーヅだが、近世大名の「戒名」には「官位」や「名」が含まれ、その書き方と順序を表す「位署組」には、一定のルールが存在し、それに従って作られたと思っていた。ところが、重就の事例のように、「名」を入れるか否か、あるいはそれをどう表記するか（唐名か日本名か）といった極めて基本的な事柄までもが議論の俎上に載せられたことを見るにつけ、先に述べた認識が誤りであることを知った。

他藩に目を転じてみる。例えば萩藩と同じ国持大名で、毛利家とも姻戚関係のある土佐藩主山内家の事例を【別表3】にまとめてみた。<sup>21</sup>「名」や「官位」の部分に限って見ると、「土州太守従四位下侍従」が基本形であり、初代一豊・四代豊昌・十四代豊惇に例外が見られる。すなわち、①一豊には「四品」と、位階に唐名が使われる、②豊昌には「従四位下」と「侍従」との間に「行」が挿入される、③豊惇には「太守」ではなく「国主」を使用して、「従四位下侍

従」がない。<sup>(22)</sup> 豊惇は、「嘉永元年九月六日藩主就任、同年九月十八日退任で、同年十二月二十七日に退任を公表」とし、「受領名または官名」に記載がないことから<sup>23</sup>、叙任されずに病没したため、このような「戒名」となったと考えられる。豊惇は特殊事例として除くとしても、山内家では一豊に「四品」と唐名を使用する以外、一貫して「従四位下侍従」と日本名を用いた「戒名」である。このことは、萩藩が、「御碑名」には「官位」や「名」を唐名で用いることを強く意識していたこととは対照的である。以上のことから、近世大名の「戒名」における「位署組」では、「官位」や「名」を入れるか否かを含めて、各家独自のルールがあったと言える。<sup>24</sup>

なお、本稿でとりあげた「官位」や「名」を「御碑名」に加えることについては、死者を弔う宗教的な意義とは別物だったようである。そのことは、先にも触れたが、重就の「御碑名」に「御名可被加候」ことが指示された際、これは「御位牌御石塔等書入」れるにすぎないことから、「御院号」の変更時のような「御末家方岩国」への知らせは不要とあった。

あるいは、網広の事例で、当初の「御碑名」を作成した青松寺ではなく清岸院へ「位署組」の変更が可能かどうか問い合わせたところ、清岸院は「御名、御道号など」とハ違、御位署之儀二候ハ、御好之様二直し被申候て可有之」と回答している。つまり、近親者は別にして、「位署組」へ手を加えたことを三支藩や岩国へ通知しないことは、彼らが法要を営む場合にも、特段不便を来したり、障害となったりはしなかったということであろう。しかも法要を担う僧侶が取り立ててそのことを問題視していない。「戒名」ですら後年の変更がある事例から鑑みても、「位署組」の変更による宗教的な影響は、極めて小さいものだったのであろう。

このことから、「御碑名」（あるいは「戒名」）へ「官位」や「名」を加え、それをどう表現するかは、極めて武家内部の問題であり、その大名家が、没した大名をどのように弔うかによつて左右されたのである。そのことは、「戒名」を付けるべき僧侶が、「位牌二官位書付候時」はあるが、「位署組之儀は武家方ニ御存知之儀」と語っていることから明らかであ

る。数ある大名家の中でも長い歴史を持つ毛利家では、歴代の先例と、その時々<sup>27</sup>の状況とを見究め、その整合性をはかる必要があつたと言えよう。本事例のように、学問的な理論を究明し、理想的な形を追い求める瀧のような儒学者と、先例を踏まえながら現実的な路線を採ろうとする柿並ら藩官僚との考え方の相違が顕著となつたことはそれを示唆する。

なお、【表1】を見ると、一〇代斉熙に至り、「位署組」が大きく変わつていることが見て取れる。「御碑名」に唐名を使用することに変わりはないが、周防・長門の国主であることを示した「二州太守」は「長防国主」と、城地を先んじて領する国名を表出させた上に「太守」が「国主」に改められ、さらにその置かれる位置は、道号の直前に下がっている。また「前」に代わつて「故」が付され、「四位」の唐名である「四品」は見えず、代わりに「中大大夫」（従四位上の唐名）や「中大夫」（従四位下の唐名）が用いられている。天保七年（一八三六）から八年（一八三七）（齊広は天保七年十二月二十九日に没したが、幕府への届出は翌年三月十七日）にかけて、

隠居していた斉熙と、斉元・斉広の歴代藩主を続けて喪う不幸に見舞われた萩藩であるが、記録の上でもこの時の「位置組」<sup>(28)</sup> 改変が窺える。しかし、いかなる議論を経た上でそうした改変がなされたのかを詳らかにする術を現在持ち合わせていない。今は事実の指摘のみにとどめておく。

本稿は、萩藩毛利家における「御碑名」決定の様相の一端を明らかにできたと思う。これをひとつの成果として、ひとまず筆を擱くこととしたい。

## 註

- (1) 毛利家については、例えば拙稿「近世大名の呼称について―萩藩を事例として―」『山口県地方史研究』第一〇三号、平成二十二年)。なお本稿において、一般的な官位の内、「名」を除いた官位を「官位」と表すものとする。重就で言えば、「従四位下」と「左近衛権少将」のことである。
- (2) 現代、仏式によって死者を弔う場合、その死者に付けられる名は、本来的な意味から変容し、かつ宗派によって違いがあるものの、概ね「戒名」や「法名」

と呼ばれる(後掲註(7)などによる)。今これらをまとめて「戒名」と表記する。一方で「戒名」は、石塔や位牌などに記されることから、萩藩では記録上、「御碑名」とも呼んでいる。そこで本稿では、萩藩に限り、「戒名」そのものと、それを記したものの両者を含めて「御碑名」と呼ぶこととする。

なお、萩藩毛利家の墓碑については、萩の歴史を知る会「毛利家菩提寺大照院東光寺墓所一覽」(昭和四十五年)や、秋元茂陽「萩藩主毛利家の墓碑考察」『黄檗文華』第一三二号、平成二十四年)がある。

- (3) 本稿で使用する資料は、毛利家文庫一三祭祀四二英雲院殿・容徳院殿御碑名一件」である。特に断らない限り、当該資料の記述である。

(4) 小川國治『毛利重就』(吉川弘文館、平成十五年)。なお、こうした改称は珍しいことであるが、萩藩には類例も見られる。天保七年に没した一〇代毛利斉熙は、はじめ「成徳院」とあったが、後に「清徳院」と改められた(毛利家文庫四六吉凶五九「清徳院斉熙様御逝去一事記録」。ただし、この例は文字の変更である)。

- (5) 毛利家文庫四六吉凶五一「重就公御逝去一件」。

- (6) 毛利家文庫四六吉凶五二「容徳院公殿御逝去一事」。
- (7) 枳慶巖『法名戒名大字典』（国書刊行会、昭和五十九年）や藤井正雄『戒名のはなし』（吉川弘文館、平成十八年）を参照すれば、重就の場合、「英雲院（殿）」が院号（院殿号）、「祐山」が道号、「如靖」が戒名、「大居士」が位号ということになる。
- (8) 本稿における「名」とは、前掲（注1）でも検討した受領・官途のことである。萩藩主は「大膳大夫」「長門守」を家の「名」としていたが、重就の「名」は隠居後、「大膳大夫」から「式部大輔」となる。
- (9) 柿並・山崎の履歴等については、山崎一郎「寛政く文化期前半における萩藩密用方について」（『山口県文書館研究紀要』第三九号、平成二十四年）。
- (10) ただし、彼らも自ら示した案が理に叶ったものとは言い切っていない。彼らの言によれば、式部大輔は文官、少将は武官であるので、「左文右武」と組むことから「吏部大卿羽林次将」と調えるべきであり、それに従えば、「大膳大夫」を上「侍従」を下するのが作法であると言う。しかし毛利氏の「御碑名」には「拾遺補闕大官令」の先例もあることから、「羽林次将吏部大卿」としているが、この
- (11) 瀧は次のように述べる。「御法名ハ御逝去後之御名ニテ唐之謚ニ相当リ申候、然処、御法名之上之御名被相加候時ハ重リ候様相成申候」と。つまり彼は、没後の名である「御法名」と、生前の「御名」がひとつの「御碑名」の中に同居することに、そもそも懐疑的であったことがわかる。
- なお、秀就に「名」を用いていないという認識は、江戸の柿並らと決定的に異なる点である。瀧は、「長門守の御称号ニハ御碑名ニ御名を被除候事ニ州太守と重リ候故と」考えていた。
- (12) 筆者は、周防と長門の記載順について、幕府が発給する領知判物を題材に検討したことがある（拙稿「防長国並徳川將軍発給領知判物から」）（『山口県文書館研究紀要』第四二号、平成二十七年）。この時は江戸における両国記載順序の検討であったが、国元では別の考え方（長門を先にする）が存在していたことが窺える。
- (13) 網広は「大膳大夫」を「名」としている。



(14) そもそも柿並らの考え方は、「御代々様御碑名は大  
概御結縁之家え調被仰付」ものであり、「位置組  
之作法」には叶わないものであっても、今更変更を  
加えるべきものではなく、「英雲院様」の「御碑名」  
だけをたたくことは「還て不可然」というものであ  
った。それ故、前例からかけ離れた瀧の案へは厳し  
いものであったのかもしれない。

(15) 柿並らが推測の域を出なかった「太守」使用(「国  
主」を使用しないこと)について、中村は次のよう  
に断言している。すなわち、我が国における「太守」  
は、「上総」「常陸」「上野」の親王任国に限って使  
用され、そのほかはただ「守」とのみ称す。これら  
双方を唐名で表記すればいずれも「太守」であり、  
「御碑名」には唐名を使用することから、「太守」  
とすべきである、と。

(16) 「前二州太守」の「前」についても議論された。そ  
れは、重就が隠居していたことに起因する。瀧は「以  
前之御正統様え前之字用ひ候事如何様之御評議ニ  
御座候哉」と疑問を呈した。瀧は隠居藩主に「前」  
を使うのは理に叶っているが、藩主在任中に没した  
人物にも使えるか、疑問を持ったのである。柿並

らは、先例があるし、その是非を論じても今さら変  
更はできないとした。

(17) 『國史大辞典』壺井義知参照。

(18) ここでは毛利家文庫四六吉凶四四「泰巖院綱広公  
御逝去一件」を前掲註(3)と併用して使用する。

(19) 保坂俊司『戒名と日本人―あの世の名前は必要か  
―』(祥伝社、平成十六年)によれば、こういった  
ものを「置字」あるいは「下文字」と呼ぶという。  
本稿では「置字」に統一して表記する。

(20) 『國史大辞典』舟橋秀賢参照。

(21) 『土佐藩主山内家墓所 調査報告書』(高知県文化  
生活部文化推進課、平成二十七年)。

(22) 『新訂寛政重修諸家譜第十三』(続群書類従完成会、  
昭和四十年)によれば、一豊は従四位下、土佐守で  
あり、以後採録のある一〇代豊策まで代々従四位下、  
侍従、土佐守であった。

(23) 木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典第6巻中  
国・四国編』(雄山閣、平成二年)。なお、『寛政重  
修諸家譜』採録以降の一一代豊興から一六代豊範ま  
で、一四代豊惇を除き、土佐守になっている由であ  
る(ただし一五代豊信・一六代豊範は明治期に没し

ため、【表2】からは除外）。

(24) 蛇足になるが、没した大名の呼称についても各大名家で違いがあるようだ。萩藩では「院殿号」を使用する傾向にある。例えば重就を「英雲院様」、治親を「容徳院様」と言う。一方で、本文でも出てきた水戸徳川家の例のほかに、仙台藩伊達家の事例を挙げよう。当該家の場合、初代藩主伊達政宗（「戒名」は「瑞巖寺殿貞山禅利大居士」）は「貞山様」、二代藩主忠宗（「戒名」は「大慈院殿義山宗仁大居士」）は「義山様」と呼ばれた。仙台藩が特殊事例なのかもしれないが、各大名家で呼称の相違がある一例としてここでは触れておく。

(25) 重就の「御碑名」変更については、少なくとも長姫（重就女）・熊五郎（重就男、後の興言）、練心院・随順院・天真院（いずれも重就側室）へ伝えられた。

(26) 前掲註（18）。

(27) 萩藩主は、大照院（臨濟宗）、もしくは東光寺（黄檗宗）に葬られる。「位置組」の考察にあたっては、その宗派の違いに起因する相違点は見られなかった。「位置組」に宗教的な影響が弱い（あるいは「ない」と考えた所以である。なお、前掲註（2）の

	戒名
1月4日	大照院殿前二州太守四品羽林次将月礪紹澄大居士
4月17日	泰巖院殿前二州太守四品拾遺補闕兼大官令清高亮安大居士
2月7日	寿徳院殿前二州太守四品拾遺補闕大光元栄大居士
10月13日	青雲院殿前二州太守四品拾遺補闕大官令徹山道照大居士
9月13日	泰桓院殿前二州太守四品拾遺補闕仰岳浄高大居士
2月4日	観光院殿前二州太守四品拾遺補闕兼大官令天倫常沢大居士
10月7日	英雲院殿前二州太守四品吏部大卿羽林次将祐山如靖大居士
6月12日	容徳院殿前二州太守大官令四品拾遺補闕仁山応寿大居士
2月14日	靖恭院殿前二州太守大官令四品拾遺補闕澹雲如祥大居士
5月14日	清徳院殿故中大夫中書大卿羽林次将長防国主天安道寧大居士
9月8日	邦憲院殿故大中大夫大官令羽林次将長防国主慈峰真秀大居士
12月29日	崇文院殿故大官令中大夫羽林次将長防国主天常瑞誠大居士

『もりのしげり』を基に加筆修正

秋元氏の調査成果によれば、歴代藩主の墓の形状は、東光寺は「位牌形」、大照院は「五輪塔」が採られている。加えて東光寺では「戒名」が刻まれているが、大照院では本稿で問題にした「官位」や「名」が除かれたものとなっている。

(28) 毛利家文庫四六吉凶五八「大殿様齊熙御違例御看病御願御逝去沙汰控」や同三九「清徳院公殿御忌記録」によれば、齊熙没後、当初は「成徳院殿前二州太守四品中書大卿羽林次将天安道寧大居士」(「中書大卿」は「中務大輔」の唐名)とされていたものが、天保八年(一八三七)三月二十日付けで、江戸から国元に対し、「御碑名之内御位署組」を改める旨通達が出された(「前二州太守四品中書大卿羽林次将」を「故中大夫中書大卿羽林次将長防国主」への変更)。これを受けて国元では、四月十五日、寺社所役人や作事方役人へ変更を指示、それとほぼ同時に大照院(齊熙墓所)へも知らせた。

萩藩主「御碑名」における「位署組」について(吉田)

【表1】萩藩主歴代戒名一覧

代数	藩主名	官位	没年月日
1	毛利秀就	従四位下／長門守／右近衛権少将	慶安4年(1651)
2	毛利綱広	従四位下／侍従／大膳大夫	元禄2年(1689)
3	毛利吉就	従四位下／侍従／長門守	元禄7年(1694)
4	毛利吉広	従四位下／侍従／大膳大夫	宝永4年(1707)
5	毛利吉元	従四位下／侍従／長門守	享保16年(1731)
6	毛利宗広	従四位下／侍従／大膳大夫	寛延4年(1751)
7	毛利重就	従四位下／左近衛権少将／式部大輔	寛政元年(1789)
8	毛利治親	従四位下／侍従／大膳大夫	寛政3年(1791)
9	毛利齐房	従四位下／侍従／大膳大夫	文化6年(1809)
10	毛利齐熙	従四位下／左近衛権少将／中務大輔	天保7年(1836)
11	毛利齐元	従四位上／大膳大夫／左近衛権少将	天保7年(1836)
12	毛利齐広	従四位下／左近衛権少将／大膳大夫	天保7年(1836)

【表2】森藩主毛利家関係者戒名一覧

分類	人名	位階	官職	戒名	備考
第一分類	毛利秀就	從四位下	長門守 右近衛権少将	大徳院殿前二州太守四品羽林次将月礪澄大居士	萩初代藩主
	毛利吉就	從四位下	長門守 侍從	奉徳院殿前二州太守四品拾遺補闕大光元榮大居士	萩3代藩主
	毛利吉元	從四位下	長門守 侍從	泰同院殿前二州太守四品拾遺補闕仰岳淨高大居士	萩5代藩主
第二分類	毛利綱広	從四位下	大膳大夫 侍從	泰徳院殿前二州太守四品拾遺補闕大官令清高亮安大居士	萩2代藩主
	毛利吉広	從四位下	大膳大夫 侍從	青雲院殿前二州太守四品拾遺補闕大官令徹照大居士	萩4代藩主
	毛利宗広	從四位下	大膳大夫 侍從	觀光院殿前二州太守四品拾遺補闕大官令天倫常次大居士	萩6代藩主
	毛利綱元	從四位下	甲斐守 侍從	龍光院殿前四品拾遺補闕甲州太守道正瑞霖大居士	長府3代藩主
	毛利輝元	從三位	権中納言	天徳院殿前黄門雲巖宗瑞大居士	秀就父
第三分類	小早川隆景	從三位	権中納言	黄樹院殿前黄門泰雲紹興大居士	元就三男
	結城秀康	正三位	中納言	淨光院殿前黄門泰謙敏道憲運照大居士	秀就義父
	毛利熙元		備中守	大徳院殿前備州太守大掛光茂大居士	元就曾祖父
第四分類	毛利豊元		治部少輔	広修寺殿前礼部月江常澄大居士	元就祖父
	毛利元就	贈從三位	陸奥守	酒春寺殿奥州前守贈三品十州太守日頼河春大居士	秀就曾祖父

毛利隆元	従四位下	大膳大夫	常楽寺殿光祿大夫花実常楽大禪定門	元就長男／秀就祖父
毛利重広	従四位下	民部大輔	隆徳院殿四品戸部兼心伝英大居士	重就養子
吉川元春	従四位下	駿河守	随徳院殿前駿州太守四品兼翁正徳大居士	元就二男
毛利秀元	正三位	甲斐守 参議	智門寺殿参議甲州刺史功山安普大居士	長府初代藩主
毛利匡広	従五位下	甲斐守	瑞泉寺殿前甲州刺史争岳湛然大居士	長府6代藩主
毛利勘隆	従五位下	日向守	翠畑院殿前日向刺史忽生本然大居士	徳山初代藩主
毛利元次	従五位下	飛騨守	曹洞院殿前飛騨州刺史性庵滴水大居士	徳山3代藩主
毛利元堯	従五位下	日向守	豪徳院殿前日向刺史家山紹運大居士	徳山4代藩主
松平直基	従四位下	大和守 侍従	仏畑院殿前和州太守拾遺補鉄関了無大居士	秀就義弟
毛利宗元	従四位下	佐渡守	祐藏院殿四品賢良淨雄大居士	吉元嗣子

第1分類：御名長門守と奉祓時寺二州太守二體置候御列

第2分類：御官位・御名共前候御列

第3分類：黄門と有之ニノ御名無之例

第4分類：御官位は不揃候ても御名は揃不申例

(毛利家文庫 13 祭祀 42 「英雲院殿・豪徳院殿御牌名一併」より作成)

【表3】土佐藩土山内家歴代藩主戒名一覧

代数	藩主名	没年月日	戒名
1	山内一豊	慶長10年[1605]9月20日	大通院殿前土州太守四品心峰宗云大居士
2	山内忠義	寛文4年[1664]11月24日	竹殿院殿前土州太守四位下侍従龍山雲公大居士
3	山内忠豊	寛文9年[1669]8月5日	徳昌院殿前土州太守四位下侍従築山宗英大居士
4	山内豊昌	元禄13年[1700]9月14日	覆載院殿前土州太守四位下侍従含弘周徳大居士
5	山内豊房	宝永3年[1706]6月7日	天圃院殿前土州太守四位下侍従後山泰維大居士
6	山内豊隆	享保5年[1720]4月14日	龍泉院殿前土州太守四位下侍従静国鉄心大居士
7	山内豊常	享保10年[1725]9月2日	旭光院殿前土州太守四位下侍従天岳良英大居士
8	山内豊敷	明和4年[1767]11月19日	大昌院殿前土州太守四位下侍従天徳承真大居士
9	山内豊雍	寛政元年[1789]8月24日	靖徳院殿前土州太守四位下侍従融昭淨寛大居士
10	山内豊策	文政8年[1825]8月3日	泰嶺院殿前土州太守四位下侍従華山顕常大居士
11	山内豊興	文化6年[1809]3月19日	寛邦院殿前土州太守四位下侍従泰運原心大居士
12	山内豊資	明治5年[1872]1月4日	神道につき戒名なし
13	山内豊熙	嘉永元年[1848]6月16日	養徳院殿前土州太守四位下侍従後鑑規俊大居士
14	山内豊守	嘉永2年[1849]2月18日	護恭院殿前土佐国主篤信自省大居士

『土佐藩土山内家歴代藩主報告書』（高知県文化生活部文化推進課、平成27年）より作成